

令和元年度 社会福祉施設に対する指導監査結果について

施設名 保育所（保育所型認定こども園）
宇佐崎保育園（分園含む）

設置者 社会福祉法人 光慧福社会（法人番号5140005013441）

監査実施日 令和元年8月30日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 時間外勤務に関する労使協定の届出が、協定期間開始後に労働基準監督署に届けられていた。この協定は、締結し労働基準監督署に届け出をしなければ効力が発生しない。 労働基準監督署への届出は、期間開始前に行うこと。	改善予定

令和元年11月29日現在

前年度に実施した指導監査での文書による指摘内容のうち、改善予定又は未改善のもの	改善状況
1 平成29年度末に積立資産（積立金）を積み立てし、結果、次期繰越活動増減差額がマイナスとなっている。積立資産（積立金）として積み立てできるのは、「当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合」に限られるので、次年度以降、積み立てを行う場合には注意すること。	改善予定
2 時間外勤務に関する労使協定の届出が、協定期間開始後に労働基準監督署に届けられていた。この協定は、締結し労働基準監督署に届け出をしなければ効力が発生しない。届出前に時間外労働をさせることは違法であるため、労働基準監督署への届出は、期間開始前に行うこと。	改善予定

令和元年11月29日現在